

第3回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和2年9月11日（金）午前10時00分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 安達 英二 | 2番 後藤 操 | 3番 岩本 孝之 | 4番 友岡 康幸 |
| 5番 山室加智子 | 6番 片山 雅雄 | 7番 興梠 正信 | 8番 古澤 勝康 |
| 9番 佐藤 久康 | 10番 興呂木和也 | 11番 長崎 花子 | 12番 浅尾 継也 |
| 13番 長崎 愛 | 14番 大塚 恭徳 | 15番 犬塚 久子 | 16番 長野 秀輝 |
| 17番 増田 生志 | 18番 野田 政輝 | 19番 渡邊 和徳 | |

欠席委員 なし

4. 議事日程
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 経営基盤強化促進法許可申請について

5. 事務局職員
- 次 長 吉弘 泰彦
- 係 長 長野 リエ

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局	<p>おはようございます。</p> <p>本来であれば事務局長が説明をするところでございますが、議会の方が今日午前・午後あっておりますので、議会の方に事務局長が出席しておりますので、代わりに吉弘が進行を務めさせていただきます。よろしくお願い致します。</p> <p>それでは本総会の開催にあたりご報告をいたします。委員総数19名、出席委員19名で南阿蘇村農業委員会会議規則第7条により本総会の成立を報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和致しますので皆様ご起立をお願い致します。</p>
事務局	<p>定刻になりましたので第3回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。今回の農業委員会憲章の指揮は5番山室委員さん、6番片山委員さんをお願いを致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
事務局	<p>ありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは本村農業委員会会議規則第5条の規定により、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。今日は雨が降らずに良かったと思います。ここ2～</p>

	<p>3日雨が続くような状態で、米も稲刈りに入っておりますが、天候が続けばいいなと思っております。今日は白水の委員さん、また久木野の委員さん方には現地確認ということで大変お疲れ様でございました。今年8月の高温には皆さん熱中症にならないようにということで言いましたが、私も少しふらふらとした経験がありまして、用心はしていたんですけども、今までにない高温でございました。また9月に入って、あまり台風はないかなと思っておりましたが、9月に入りまして9号10号と立て続けにやっけてまいりまして、私も準備はしておったところでしたけれども慌てて粘着テープやシートを買いに行きましたら、もう品切れということで大変な目に遭いました。まあ心の準備はいろいろしていたつもりですが、今後ですね皆さんも災害に対しての準備を心がけていただきたいと思います。それでは着座にて議事を進めさせていただきます。</p>
議長	<p>只今から令和2年度第3回南阿蘇村農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名委員に5番山室加智子委員、6番片山雅雄委員を指名します。</p>
議長	<p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは事務局より朗読を致します。</p> <p>議案第1号です。農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字両併字北ノ原■■■■番■■ 地目台帳現況ともに畑です。面積■■■■㎡ 所有権移転の売買です。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。所在地番 大字両併字鶴■■■■番■■ 地目台帳現況とも田、面積■■■■㎡ 外8筆計9筆です。■■■■㎡ 所有権移転の贈与です。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字吉田字上ノ原■■■■番■■ 地目台帳現況ともに畑です。面積が■■■■㎡ 所有権移転の売買です。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字吉田字免ノ上■■■■番■■ 台帳現況ともに畑です。面積■■■■㎡ 所有権移転売買です。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字吉田字免ノ上■■■■番■■ 台帳現況ともに畑です。外1筆計2筆になります。■■■■㎡ 賃借権設定3年になっております。</p> <p>最後です。番号6：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字河陰字堀渡上■■■■番■■ 地目台帳現況ともに畑です。■■■■㎡になっております。所有権移転の贈与です。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。</p>
2番	<p>農地法第3条第1号1番につきまして、2番の後藤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人記載のとおりです。譲受人は■■■■の■■■■をされておまして、この案件は平成30年に片付いたものと思っておりましたが、ちょうど■■■■が通っておりまして、南の方に三角の農地が残っていました。その案件です。所有権移転</p>

	<p>売買ということでこの度話がまとまっており、何ら問題はないものと思われましてのでご審議よろしくお願い致します。</p>
7番	<p>議案番号2について、7番の興梠が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地は議案書記載のとおりです。計9筆所有権移転贈与、譲渡人、譲受人は親子関係です。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
3番	<p>議案第1号3番、4番、5番について、3番の岩本が説明致します。</p> <p>まず3番について、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人の方から、譲受人の方に土地を購入してくれないかという相談を持ちかけられました。それで譲受人の方が今回所有権移転売買で申請されております。</p> <p>それと4番、5番について譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲受人の方は新規就農者の方でございます。大変意欲ある方でございます。場所につきましては、 の東側250～300mのところでございます。また5番の土地はその4番の土地と連なる畔下の土地でございます、賃借権設定3年となっております。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
11番	<p>議案番号6番について、11番の長崎が説明します。</p> <p>取得理由は、申請地に隣接する所有する土地の売買の交渉をしている。しかし所有する土地に入る道が畦畔があり狭いので、危険なので申請地を農地として取得し、将来は農道として利用するとのこと。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。異議なしということでございます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議のない方は挙手をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり可決します。</p>
議長	<p>続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はいそれでは朗読を致します。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字中松字道ノ上 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外1筆計2筆 合計の面積が m²です。転用所有権移転無償です。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字河陰字笹尾 番 地目台帳現況ともに田です。 m² 転用所有権移転有償です。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字河陰字笹尾 </p>

番 地目台帳現況ともに田です。面積 m² 転用所有権移転の有償です。
番号4：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字河陰字湯田
番 地目台帳田、現況雑種地になっております。面積 m² 外3筆計4筆
の m² 使用貸借権利設定移転となっておりますが、事務局の記入ミスがあり
まして、この番号4の案件は始末書添付となっておりますので、追記をお願い致し
ます。

付け加えて申し上げますが、番号2と3番につきましては、譲受人が同じ方でご
ざいまして、譲渡人が2名いらっしゃるという物件になりまして、これは個人住宅
建設でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。議案第2号1番については安達委員の案件になります
ので、安達委員には退出をお願い致します。
それでは、地元委員の説明をお願い致します。

4番 1番について、農地法第5条許可申請について4番友岡が説明します。
譲渡人、譲受人、申請の土地については議案書記載のとおりです。現在、南阿蘇
村では熊本地震により賃貸住宅が足りていない状況だそうです。そこで移住定住の
一環として一般の方からの応募により補助金を助成されるそうです。今回その補助
金を利用して賃貸住宅一戸建て2棟を建設予定です。場所は の既存住宅が
立ち並ぶ集落地内であり、給水は村の簡易水道、また生活排水は合併浄化槽で処理
し、すぐ横の村道の側溝へ放流予定。事前に申請が必要な書類は承諾を受けて、備
え付けられているようなので問題はないものと思われます。進入道路については西
側農地への管理用道路としても兼ねて利用する予定のようです。親子間贈与の所有
権移転ですのでご審議をよろしく申し上げます。
今朝9時20分から地元の白水の委員で現地を見てきました。特に問題はないそ
うです。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員さんの説明が終わりましたので審議に入らせ
ていただきます。

(異議なし)

議長 ありがとうございます。異議なしということでございます。議案第2号1番農地
法第5条の規定による許可申請について、異議のない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め議案第2号1番は原案どおり可決致しま
す。

11番 議案番号2、3、4について11番の長崎が説明します。
まずは2、3で、申請人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。
譲受人の方は から の会社に働いているそうです。通勤時間も
かかるため、今回子どもさんも生まれましたので、奥さんの実家の近くに住まいを

	<p>建設したいとの考えから申請がなされております。申請地は■■■■地内であり、給水設備、及び排水設備も完備されていますので問題はないと思われます。場所は■■■と■■■の間の集落地になります。ご審議方よろしくお願ひします。</p> <p>番号4について説明します。申請地は昭和の初めから宅地として利用し、豊富な湧き水を利用し■■■を経営していた。今でも■■■は当時のまま残っている。それまで建っていた住宅は、平成元年に取り壊し住宅を新築した。ところが28年の熊本地震により建物が倒壊したので建物を取り壊し整地しました。熊本地震の災害復興の工事の増大により早急に資材等を準備する必要があり、資材を取得するために資材置き場として申請をなされています。始末書添付です。隣接土地所有者の同意も得られております。場所は■■■■の横になります。ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので議案第2号2番から4番までの許可申請について審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議長 異議なしということでございます。議案第2号2番から4番までの農地法第5条の規定による許可申請について、異議のない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議長 はいありがとうございます。全員賛成により、議案第2号2番から4番までは原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>7番</p>	<p>続きまして議案第3号経営基盤強化促進法による許可申請について新規案件についてのみ審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>はい朗読いたします。</p> <p>議案第3号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。所在地番 大字河陽字中西原■■■■番 地目台帳現況ともに田 面積■■■㎡ 外9筆 計10筆 ■■■㎡ 賃借権設定10年 相続権者同意書有となっております。</p> <p>番号3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。所在地番 大字下野字御狩場■■■■番 地目台帳現況ともに田 面積■■■㎡ 外1筆 計2筆 ■■■㎡ 農地中間管理機構配分5年 使用賃借権利設定となっております。</p> <p>以上新規案件2件、再設定1件、ご審議よろしくお願ひ致します。</p> <p>議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員及び事務局の説明をお願い致します。</p> <p>議案第3号議案書 経営基盤強化促進法許可申請について、19番の渡邊が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人の方がすでに亡くなられてまして、ご家族の方が農業ができないということで譲受人の方が引き継がれ</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>ます。譲受人の方とは親戚関係になられるそうです。譲受人の方は認定農業者でもあり後継者もおられます。何ら問題はないと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>議案第3号3番について事務局よりご説明申し上げます。この案件は先月、公社が所有者から借り受けということを経会で審議していただいた案件になります。今月、耕作者に貸付け5年間、親族間になりますので使用貸借ということになっております。今までも小作契約で耕作をされております。認定農業者でもあるということ今回農業公社をとおしての貸借を申請されております。よろしくお願ひ致します。</p> <p>ありがとうございます。地元委員、事務局の説明が終わりましたので、審議をお願ひ致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。異議がないということで、議案第3号経営基盤強化促進法による許可申請について異議のない方は挙手をお願ひ致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め議案第3号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>以上で議案の審議は終了しました。10月総会の日程を決めたいと思います。令和2年10月9日金曜日に計画しておりますがいかがでしょうか。</p> <p>それでは10月9日の午前10時から南阿蘇村役場で開催しますのでよろしくお願ひします。</p> <p>なお、次回の農業委員会憲章の指揮は、7番興梶正信委員、9番佐藤久康委員にお願ひ致します。その他で皆さんから何かございませんか。</p> <p>よろしいですか。農地の売買ということで議案が上がってりましたが、だいたいあまり変わらないですか。反いくらぐらいですか。</p> <p>今回、公社の売買の案件はありませんけれども、個人間の売買になります。</p> <p>参考に畑がいくらぐらいで、水田がいくらぐらいで取引がされているかわかればと思いますが。</p> <p>公社をとおしての案件の場合は価格が提示できますけれども、個人間の売買はなかなか把握できておりません。</p> <p>だいたいどのぐらいで取引がされているかなと思ったものですから。</p> <p>高いところで反70～80万円くらいじゃないでしょうか。基盤整備ではないと</p>

	ころは反50というところもあります。
2番	もう80もいかない。この間、反50で出ていたが誰も買い手がないということで30に下げられたがそれでも買い手はない。場所にもよるかもしれないが。
議長	だいたい皆さんも反に70万くらいですね。地元でもいくらくらいで取引があっているか聞かれた場合は、場所にもよりますが目安を覚えていてください。
10番	それと1ついいですか。先ほどの経営基盤の案件で、今まで小作契約されていたものを公社に替えられたのですか。替えるメリットがあるのでしょうか。
事務局	やはり補助事業と思います。補助金に今後経営体育成事業などに取り組まれるときに土地の貸借を農業公社をとおしているのはポイントになるので、今のうちに切り替えておきたいという案件になります。
議長	他に皆さん何かございませんか。なければ事務局から何かございませんか。
事務局 (吉弘)	事務局からは、会議室に入ってすぐご覧になられたと思いますが、全国一斉に簡単に言いますと農地パトロールをなささいということが農地法30条であります。毎年全国の農業委員会の委員さんでパトロールをさせていただいているところです。今から簡単にご説明をいたしますが、自分の地区の地図と名簿を旧村ごとに並べておりますのでお手元にお持ちいただいてもよろしいでしょうか。 それでは説明をさせていただきます。名簿と地図をお渡ししておりますが、まずは名簿から説明させていただきます。令和2年度荒廃農地調査表ということです。基本、各担当のエリア地区を原則全筆確認していただきたいと思います。自分のエリア外のところも表があるかと思いますが、自分のところだけで結構です。左から調査票を見ますと、大字・小字・地番・地目・面積・所有者・耕作者です。次の前年度の調査の状況ですが、問題なしとかA・Bと入っていると思います。問題ないところは耕作ができているということですので、一応全筆見てAやBとある分につきましては、地図に色付けをしております。初めての方もいらっしゃると思いますので、Aと書いてあるのが再生可能な荒廃農地をAにしておりまして、地図上では黄色に色付けしております。何とかトラクターなど機械を使って再生ができる農地については、A。黄色で色付けしてあるところです。次にBのところは再生不可能なところはBで赤で色付けしてあるところです。ここはどうしてもお金をかけても、機械を使っても再生が不可能なところはBになっています。いずれこれは非農地判断の対象になるところであります。 全筆見ていただいて、前年度の状況等を見ていただいて、今回書いていただくのは、右側の今年度の調査状況という欄があります。耕作可・A判定・B判定とありますのでここに記入をしていただければと思います。まず前年度の状況を見ていただいて、耕作可の場合は耕作可に○印、例えば去年は耕作可だったけれどもちょっと荒れてきているなというところはAに○をしていただく。昨年A判定で今年は耕うんされて作付け可能になっているところは、耕作可に○をつけてください。一番右側の備考欄については、いろんなことを書いていただいて結構です。状況をですね。事務局の方でわからないことがあれば現地に行っ確認をします。ですので、

今年度の状況の耕作可・A判定・B判定のところを全筆記入していただきたいと思
います。

続きまして地図の説明ですけれども、まず赤い太い線が行政区になり、少し見づ
らいですが青い線が小字になります。赤で色付けしてあるところがB判定で耕作が
不可能なところになりますので、今回調査をしていただいて、やはり変わらず赤と
いうことであれば調査票のBのところには○をしていただければ結構です。こちら
の方は黄色になっていますので、黄色のところは赤になることもあろうかと思いま
す。赤になっていたり、しっかり管理をされて耕作可能になっているところについ
ては、調査票の該当の欄に○をつけてください。よろしくお願いいたします。すでに隣の西原
村では8月に地図と調査表を配布されて、10月の下旬まで調査をされるというこ
とでございました。9月、10月調査期間としますので、農業委員さんと推進委員
さんと協力をしていただいて、数が多いので、推進委員さんにも前回の総
会にお越しいただいた時に、説明しておりますので推進委員さんと協力をして分け
て見ていただければと思います。国の方に今年度の荒廃農地の面積等の報告も期限
がございますので、例年とあまり変わらない提出期限を設定させていただきました。
10月26日月曜までに名簿の提出を農業委員会をお願いしたいと思います。約
45日ほどありますのでよろしくお願いいたします。来月の26日月曜日です。地図に
よりましてはちょっと見づらいつか、地図が縦にみるサイズと横に見るサイズなど、
担当地区の境などもわからない部分もありましたので、見づらいつかここが抜けて
いるとかありましたら事務局の方にお知らせください。電話でも構いません。再度
地図を作成してお渡ししますのでよろしくお願いいたします。

6番

これは推進委員さんにはこの用紙は渡してあるのですか。

事務局
(吉弘)

推進委員さんにはお渡ししておりませんので、今日お渡ししたものを推進委員
さんと協力して見ていただくと。どうしてもコピーなどが必要な場合は総会終了後
に言っていただくとコピーしてお渡します。総会終了後に声をかけていただきま
すようお願いいたします。何かご質問等ございましたら。

再度申し上げますが、A判定が再生可能な農地の黄色になります。耕うんや草切
りなどすれば作付けが可能になる農地です。Bは全く農地に戻る見込みがないと
ころになります。雑木が生えているとか、機械を導入しても難しいという場合はB
になります。将来的には非農地判断になります。AとBを地図上でみられて、農繁期
の大変忙しい時期になりますけど、よろしくお願いいたします。

(長野)

吉田地区の農地について周知（譲渡希望農地の紹介）

活動記録簿の提出を毎月お願い致します。

就任時にお渡ししておりました口座の登録の用紙と、農業新聞の購読申込書につ
いて、ご提出がまだの方はよろしくお願いいたします。すでに農業新聞の購読申込書
を出していただいた方は10月から購読が始まりますので活用していただきま
すようお願いいたします。

(吉弘)

ボーリングのアンケートは大変お世話になりました。追加がありましたらご提出
をお願いします。

10月の総会の時の制服は、夏・冬各自で調整いただくようお願いいたします。

議長	<p>事務局からは以上です。</p> <p>それでは以上をもちまして第3回の南阿蘇村農業委員会総会を終了致します。 皆さんには荒廃地調査等大変お世話になります。台風11号が接近するかもしれませんので、今後用心して活動していただければと思います。それではどうも大変お疲れ様でございました。</p>
----	---

7. 閉会時刻 11時01分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和 2年10月 9日

農業委員会会長

印

議事録署名委員

5番

印

議事録署名委員

6番

印